

木造建物及び非木造建物

表1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物 木造特殊建物 非木造建物	棟	—	技師A	—	—	0.01	0.01人	
			技師C	—	—	0.04	0.04人	
			技師D	—	—	0.01	0.01人	

機械設備

表2

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	—	—	0.07	0.07人	
			技師A	—	—	0.08	0.08人	
			技師D	—	—	0.04	0.04人	
機械設備BCD	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師A	—	—	0.46	0.46人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注 規模欄に定める面積以外の場合は、用地調査等業務費積算基準 第6建物等の調査 6工作物の調査 (1) 機械設備 □機械設備の調査及び算定 表6-17の補正率表を適用するものとする。

生産設備

表3

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
生産設備ABC	設備	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.02	0.02人	
			技師A	—	—	0.03	0.03人	
			技師B	—	—	0.06	0.06人	
			技師D	—	—	0.03	0.03人	
生産設備D	箇所	—	主任技師	—	—	0.01	0.01人	
			技師A	—	—	0.01	0.01人	
			技師B	—	—	0.03	0.03人	
			技師D	—	—	0.03	0.03人	

注 規模欄に定める面積以外の場合は、用地調査等業務費積算基準 第6建物等の調査 6工作物の調査 (2) 生産設備 □生産設備の調査及び算定 表6-21の補正率表を適用するものとする。

附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)

表4

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	—	—	0.01	0.01人	
			技師B	—	—	0.04	0.04人	
			技師C	—	—	0.03	0.03人	
			技師D	—	—	0.01	0.01人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師A	—	—	0.01	0.01人	
			技師B	—	—	0.06	0.06人	
			技師C	—	—	0.05	0.05人	
			技師D	—	—	0.01	0.01人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師A	—	—	0.01	0.01人	
			技師B	—	—	0.10	0.10人	
			技師C	—	—	0.07	0.07人	
			技師D	—	—	0.01	0.01人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師A	—	—	0.01	0.01人	
			技師B	—	—	0.15	0.15人	
			技師C	—	—	0.14	0.14人	
			技師D	—	—	0.01	0.01人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師A	—	—	0.02	0.02人	
			技師B	—	—	0.19	0.19人	
			技師C	—	—	0.18	0.18人	
			技師D	—	—	0.02	0.02人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	—	—	0.03	0.03人	
			技師B	—	—	0.13	0.13人	
			技師C	—	—	0.04	0.04人	
			技師D	—	—	0.03	0.03人	
独立工作物	箇所	—	技師A	—	—	0.01	0.01人	
			技師B	—	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	—	0.02	0.02人	
			技師D	—	—	0.02	0.02人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び基地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で規模欄に定める面積以外の場合は、用地調査等業務費積算基準 第6建物等の調査 6工作物の調査 (3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定 表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

庭園

表5

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
庭園ABC	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師A	—	—	0.01	0.01人	
			技師B	—	—	0.11	0.11人	
			技師C	—	—	0.08	0.08人	
			技師D	—	—	0.02	0.02人	

注1 規模欄に定める面積以外の場合は、用地調査等業務費積算基準 第6建物等の調査 6工作物の調査 (5) 庭園の調査及び算定 表6-31の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注3 歩掛を補正する際の端数は、原則として、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。ただし、小数点以下第3位を切り捨てたとき0となる場合は、小数点以下第4位を切り捨てるものとする。